

令和7年度

第2回中野市男女共同参画審議会資料

令和8年2月20日（金）午後2時30分
中野市人権センター

令和7年度中野市男女共同参画審議会委員名簿

選出分野・団体		推薦団体	氏名	備考
1	教育分野	中野市校長会	大塚 秀樹	任期 令和7年5月1日～ 令和9年4月30日
2	地域団体代表	中野市区長会	藤牧 浩幸	任期 令和7年5月1日～ 令和9年4月30日
3	生涯学習分野	中野市社会教育委員	鈴木 大三	任期 令和7年5月26日～ 令和9年4月30日
4	人権分野	飯山人権擁護委員協 議会中野部会	阿部 ひろ美	任期 令和7年5月1日～ 令和9年4月30日
5	福祉分野	中野市民生児童委員 協議会	鈴木 みどり	任期 令和8年1月8日～ 令和9年4月30日
6	事業者代表	信州中野商工会議所	関 ふじ子	任期 令和7年5月1日～ 令和9年4月30日
7	農村女性代表	中野市農村女性活動 推進委員会	坂本 紀子	任期 令和7年5月1日～ 令和9年4月30日
8	市民活動団体	ふるさと虹の会	伝田 和子	任期 令和7年5月1日～ 令和9年4月30日
9	子育て世代	中野市PTA連合会	湯出川 恵里子	任期 令和7年5月1日～ 令和9年4月30日

第5次中野市男女共同参画計画の策定について

1 趣旨

市においては、平成18年度に制定した「中野市男女共同参画推進条例」に基づき、中野市男女共同参画計画「共にいきいきなかのプラン21」を策定し、男女共同参画社会の実現に向けた施策を推進してきました。

この計画は、5年ごとに見直しを行っており、令和8年度に現行の第4次計画が最終年度になることから、現計画の達成状況や社会情勢の変化を踏まえ、後継の第5次計画を策定します。

2 計画策定の基本的な考え方

- (1) 「中野市男女共同参画推進条例」に定める基本理念を推進するため、これまでの取組の成果と課題、本市の現状等を勘案した計画とします。
- (2) 国及び県の男女共同参画計画や中野市総合計画をはじめとする各種計画との整合を図ります。
- (3) 男女共同参画に関する市民意識調査や男女共同参画審議会、パブリックコメント等で出された意見を反映した計画とします。
- (4) 計画の進捗状況を客観的に把握、検証するため、目標値を設定します。

3 計画の概要

- (1) 計画の期間 令和9年度～13年度（5年間）
- (2) 計画の位置づけ 以下の計画を一体的に策定します。

計画名	根拠法令	内容
男女共同参画計画	男女共同参画社会基本法第14条第3項	男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を定める計画
女性活躍推進計画	女性活躍推進法 ^{※1} 第6条第2項	女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を定める計画
<u>DV防止基本計画</u>	DV防止法 ^{※2} 第2条の3第3項	DV防止及び被害者保護のための施策実施に関する基本的計画
<u>女性支援基本計画</u>	女性支援新法 ^{※3} 第8条第3項	困難な問題を抱える女性への支援のための施策実施に関する基本的計画

※下線の計画については今回から計画に位置づけます。

※1「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」

※2「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」

※3「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」

4 計画の構成

計画の構成及び各章の考え方は、次表のとおりとします。

ただし、策定過程において、審議会等の意見、提案や今後の国及び県の動向により、必要に応じて見直しを行います。

現行の第4次計画の構成	次期計画の構成と考え方
<p>第1章 男女共同参画計画の策定にあたって</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 計画策定の趣旨 2 計画策定の背景 3 計画の位置づけ 4 計画の期間 5 基本的な考え方 6 基本目標 7 計画の体系 	<ul style="list-style-type: none"> ・節構成は、現計画を踏襲します。 ・1～4は、法律や世界、国、県の動向に基づき更新します。 ・5は、条例に定める基本理念に基づき現計画を踏襲します。 ・6は、市民意識調査の結果や数値等を踏まえて課題を把握します。 ・7は、第2章のとおり
<p>第2章 計画の内容</p> <p>基本目標1 男女共同参画のための意識づくり</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 男女平等への意識改革と啓発 2 男女平等実現のための教育の推進 3 国際理解と交流、国際的協調の推進 <p>基本目標2 男女が共に社会活動へ参画するための環境づくり</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 男女が共に働きやすい環境の整備 2 地域社会活動への参画推進 <p>基本目標3 男女が互いに支え合う自立した生活づくり</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 性の理解と生涯にわたる健康づくり 2 あらゆる暴力の根絶 3 子育て・介護制度の充実 4 生活の安定と生きがいづくり 	<ul style="list-style-type: none"> ・節構成は、現計画を参考とし、市民意識調査の結果や審議会の意見等を踏まえて体系を検討します。 ・国及び県の男女共同参画計画における基本的な視点や取り組むべき事項、重点目標等を参考とします。 ・女性活躍推進法、DV防止法、女性支援新法に基づく計画を包含した施策を盛り込みます。
<p>第3章 計画の推進</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 市民の役割 2 事業者の役割 3 市の役割 4 計画の目標値 	<ul style="list-style-type: none"> ・1～3は、条例に定める各主体の責務に基づき現計画を踏襲します。 ・4は、市民意識調査の結果や数値等を踏まえて課題を把握します。 ・計画の進行管理の項目を追加します。
<p>資料</p>	<p>法令、審議会委員名簿、意識調査の結果を更新します。</p>

5 計画の策定体制

(1) 附属機関及び市民参加

ア 中野市男女共同参画審議会

市条例第 18 条の規定により、中野市男女共同参画審議会を設置し、計画の策定について調査審議します。

イ 男女共同参画に関する意識調査

令和 7 年度に実施した男女共同参画に関する市民意識調査や区（自治会）の意識調査の結果を計画策定に反映します。

ウ パブリックコメント

市が作成する計画案について、市民の意見、提案等を広く募集するため、パブリックコメントを実施します。

(2) 庁内組織

ア 中野市男女共同参画推進本部

市規程第 1 条の規定により、中野市男女共同参画推進本部を設置し、計画の策定に関する調査、研究、基本方針等の協議を行います。

イ 事務局（人権・男女共同参画課）

審議会及び推進本部の運営に関する事務や市民意識調査、パブリックコメント等の意見集約、庁内関係課との連絡調整、計画案の作成等を行います。

6 策定スケジュール（予定）

令和 7 年度	5 月～6 月	市民意識調査
	7 月	審議会①【第 4 次計画の実施状況、市民意識調査】
	8 月～9 月	区（自治会）意識調査

	2 月	審議会②【計画の策定方針、意識調査の結果】
令和 8 年度	6 月頃	本部会議①【骨子案の検討】
	7 月頃	審議会③【骨子案の検討】
	10 月頃	本部会議②【計画素案検討】
	11 月頃	審議会④【諮問、計画素案検討】
	12 月～1 月頃	パブリックコメント
	1 月頃	本部会議③【計画素案検討】
	2 月頃	審議会⑤【答申案の検討、答申】
	3 月	計画策定

第4次中野市男女共同参画計画の目標値の達成状況について

【達成状況】 ○…目標値を達成 △…目標値未達成、基準値より増加 ×…目標値未達成、基準値より減少

指 標	根拠調査	基準値 (令和2年度)	現状値 (令和7年度)	目標値 (令和8年度)	達成状況	関連施策
① 社会全体が男女平等であると思う人の割合	市民意識調査 (問3)	22.9%	22.1%	50.0%	×	1-1 男女平等への意識改革と啓発
② 男女共同参画に対する認識度	市民意識調査 (問25)	11.2%	13.0%	50.0%	△	1-1 男女平等への意識改革と啓発
③ 市の審議会等委員における女性委員の割合	女性の公職参画 状況調査	31.2%	30.8%	35.0%	×	2-2 地域社会活動への参画推進
④ DVが人権侵害にあたると思う人の割合	市民意識調査 (問19)	64.3%	71.6%	80.0%	△	3-2 あらゆる暴力の根絶
⑤ 性別によって役割を固定する考えに反対と考える人の割合	市民意識調査 (問5)	71.6%	78.9%	80.0%	△	1-1 男女平等への意識改革と啓発
⑥ ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の認識度	市民意識調査 (問7)	25.7%	33.4%	50.0%	△	2-1 男女が共に働きやすい環境の整備

【現状分析】

- ①は基準値より微減しています。依然として多くの人が社会全体で男女平等が達成されていないと感じていることが推測されます。
- ②は基準値より微増しています。設問で「男女共同参画社会基本法」の認識度を聞いていることが大きく上昇しない要因と考えられます。
- ③は基準値より微減しています。審議会等の委員が関係団体のあて職であることや専門分野で男性が多いことなどが要因と考えられます。
- ④は基準値より7.3ポイント増加しています。DVをはじめあらゆる暴力をなくすための啓発を継続して行う必要があります。
- ⑤は基準値より7.3ポイント増加しています。性別による役割分担意識を解消するための啓発を継続して行う必要があります。
- ⑥は基準値より7.7ポイント増加しています。男女が共に仕事と家庭生活を両立するための啓発を継続して行う必要があります。

第5次長野県男女共同参画計画の目標・指標の進捗状況等について

1 達成目標

- ・男女共同参画社会の実現に向け、すべての県民、関係者と共有する目指すべき目標です。
- ・県、市町村、県民、事業者、関係団体等あらゆる主体の様々な取組によって実現できる重要項目を、目標値とともに設定します。

番号	担当部局	担当課	達成目標項目	基準値 (時点)	目標値 (時点)	目標値の設定根拠	現状値 (時点)	(参考) 全国平均	出典統計	課題	今後の方向性	
1	県民文化部	人権・男女共同参画課	社会全体が男女平等と感じる人の割合の増	9.4%(R1)	50%(R7)	●国計画（第5次男女共同参画基本計画）の成果目標値と同一値を設定	9.4%(R1)	-	R1男女共同参画に関する県民意識調査（人権・男女共同参画課）	女性の社会進出が進んだ一方で、依然として固定的性別役割分担意識が存在し、地域や職場での女性の活躍や男性の育児参画を妨げている。また、日本のジェンダーギャップは世界の国々の中でも大きく、本県の女性管理職の比率や男女の賃金格差などについては、全国に比べても遅れている状況であることから、ジェンダーギャップの解消が必要。	「信州未来共創戦略」においては、性別による固定的役割や格差をなくすため、様々な分野でジェンダー平等の実現を目指し、2030年に目指す旗として、都道府県版ジェンダーギャップ指数において、政治、行政、教育、経済すべての分野で上位10位以内とすることなどの目標を掲げている。このため、県民や産業界、地域、行政が一体となった「私のアクション！未来の長野創造県民会議」によるオール信州の取組を進める。また、第6次男女共同参画計画策定に当たり、より実効性のある施策を検討する。	
				-	-		-	4.2%(R6)	-			R6男女共同参画に関する県民意識調査（人権・男女共同参画課）
R6の意識調査では、回答の選択肢を変更している（平等でない場合に男女どちらの方が優遇されているかを尋ねる選択肢をなくした）ため、R1の結果との単純比較ができない。												
2	県民文化部	人権・男女共同参画課	性別によって役割を固定する考え方を肯定する人の割合の減	20.6%(R1)	10%未満(R7)	●基準値時点から半減させることを目標に設定	19.0%(R6)	-	R6男女共同参画に関する県民意識調査（人権・男女共同参画課）	これまでも県の審議会委員への積極的な女性登用、男女共同参画センター等での講座・セミナーの開催、男性の育児休取得促進等の性別による固定的役割分担意識解消のための取組を進めてきたが、現状値は下げ止まっている。県の取組だけでは実現が難しいことから、産業界や市町村、県民とともに様々な分野で取組を行っていくことが必要。		
R6の意識調査では、R1の同一趣旨の設問にあった、「男は仕事、女は家庭」という例示部分を削除した。												
3	県民文化部	人権・男女共同参画課	管理的職業従事者に占める女性の割合の増（県全体）	8.4%(H29)	30%(R7) ※中間目標15%(R4)	●管理職（課長及び部長相当職）に占める女性割合 ●国際基準の考えに基づき、女性がマイノリティでなくなるとされる30%を設定	16.1%(R4)	15.3%(R4)	R4就業構造基本調査（内閣府）	職場で女性のリーダー（管理職）を増やすときに障害となるものとして、R6の県民意識調査では、家事・育児・介護などを支援する制度やサービスが不十分であること、転勤などの広域異動が増えること、長時間労働の改善が十分でないことが挙げられている。また、そもそも家事、育児は女性が担うものという固定的性別役割分担意識の解消が必要。	固定的性別役割分担意識を解消し、女性が活躍できる社会を目指すため、女性から選ばれるリーダーの会や職場いきいきアドバンスカンパニー認証取得による職場環境改善の推進、多様な働き方や男性育休取得の支援による仕事と家庭の調和、男性の家事・育児の参加の促進等に取り組む	
4	産業労働部	労働雇用課	一般労働者の年間総実労働時間の減（時間/人）	1,975時間(R1)	1,900時間(R7)	●計画策定時の全国最上位の値（R1東京都：1,914時間）を下回る値を設定	1,962時間(R5)	1,962時間(R5)	毎月勤労統計調査地方調査(厚労省)	総実労働時間は減少傾向にあるものの、少子高齢化に伴う人手不足もさらに進行。多様で柔軟な働き方の導入推進に加えて、業務省力化による生産性向上が必要	「信州未来共創戦略」に基づく多様で柔軟な働き方導入と生産性向上に向けた取組を、行政、労使、関係団体が連携して推進する。	
5	県民文化部	次世代サポート課	合計特殊出生率	1.57(R1)	1.84(R7)	●県民希望出生率「2025年に1.84」とをともに設定 ※しあわせ信州創造プラン2.0（長野県総合5か年計画）の重点目標「2025年に県民希望出生率1.84を実現」と同一値	1.34(R5)	1.20(R5)	人口動態統計（厚労省）	未婚・晩婚・晩産化に伴い、20歳代から30歳代の出生率が低下している。	「信州未来共創戦略」や、今後策定予定の戦略推進のためのアクションに基づき「企業等でのライフデザインセミナー（プレコンセプションケアを含む）の充実」、「異業種交流やメタバース空間など、若者が集える様々な交流の場の充実」などを図るとともに、「県民の希望をかなえる少子化対策の推進に関する条例」や「若者・子育て世代応援プロジェクト」を踏まえ、市町村と連携して引き続き少子化対策に取り組む。	
6	企画振興部	総合政策課	20～30代人口の社会増	△2,991人(R2)	社会増(R7)	●他の都道府県との転出入の差（2025年に国内移動の転入・転出が均衡することを目標に設定） ※しあわせ信州創造プラン2.0（長野県総合5か年計画）の重点目標「人口の社会増を実現（社会増減）」と同一値	191人(R5)	-	毎月人口移動調査（統計室）	20代男性が社会増に転じるなど、ほぼ全ての性・年代で基準値よりも改善している。しかし依然として20代女性の社会減が最も大きくなっている。	若い世代の実質所得引上げや子育てと仕事の両立など、女性・若者の希望実現を最大限支援し、女性・若者に選ばれる県づくりを進め、若者世代の社会増に向けた取組を強化していく。	
				(20代男性)	△1,611人		-					218人
				(20代女性)	△2,149人		-					△1,110人
				(30代男性)	384人		-					462人
				(30代女性)	385人		-					621人

男女共同参画に関する市民意識調査の結果について（概要版）

1 調査概要

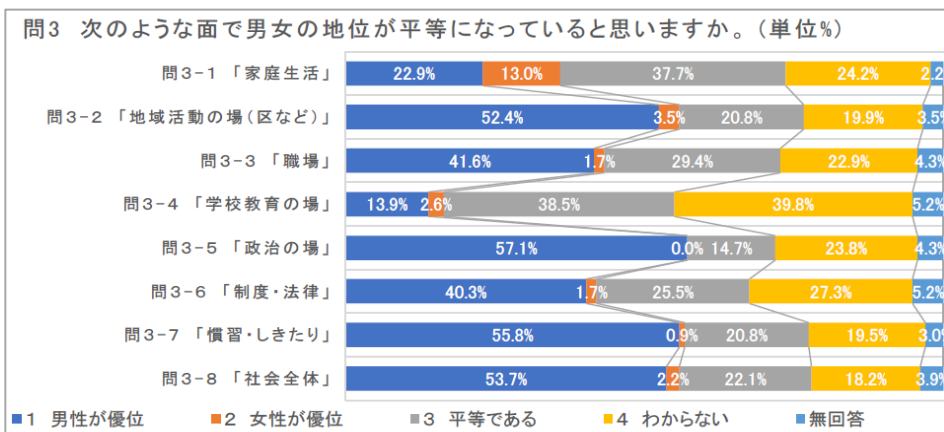
市民の男女共同参画に関する意識や現状を把握し、「第5次 中野市男女共同参画計画」策定の基礎資料とするとともに、今後の市の男女共同参画の推進に資することを目的とします。

- ①調査対象：18歳以上の市民2,000人を無作為に抽出
- ②調査方法：郵送による配布、郵送又はインターネット回答
- ③調査期間：令和7年5月22日～6月6日
- ④回収状況：701（回答率35.1%） ※前回（令和2年）36.7%

2 調査結果（抜粋）

(1) 男女の平等感について（調査報告書26頁）

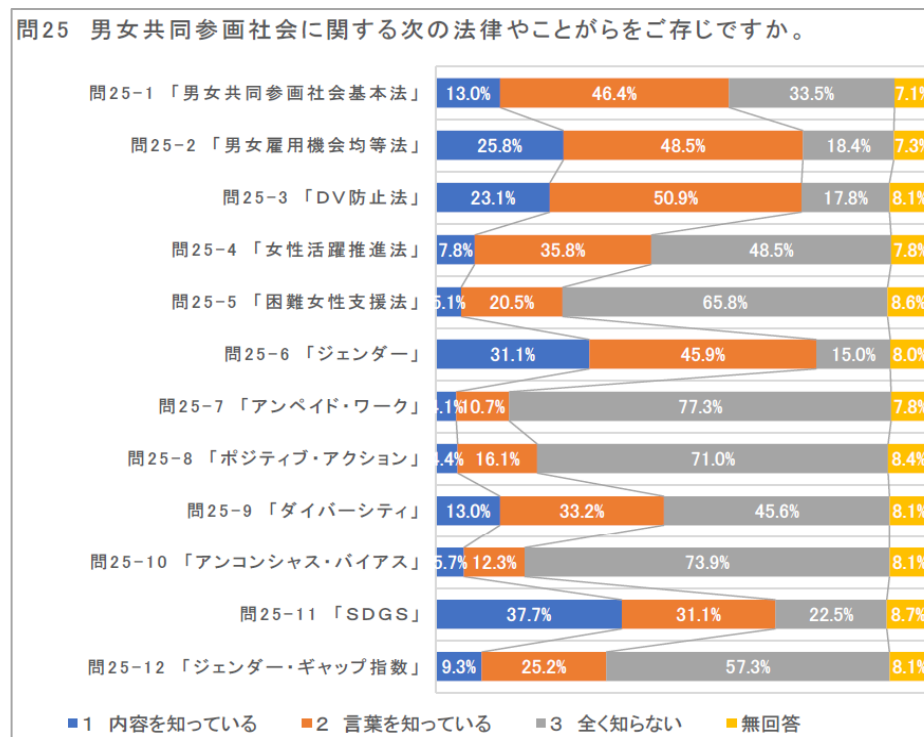
多くの面で「男性が優位」という回答が多く、なかでも「政治の場」が57.1%、「慣習・しきたり」が55.8%、「社会全体」が53.7%、「地域活動の場」が52.4%と過半数を超えています。



(2) 男女共同参画に対する認識度について（調査報告書41頁）

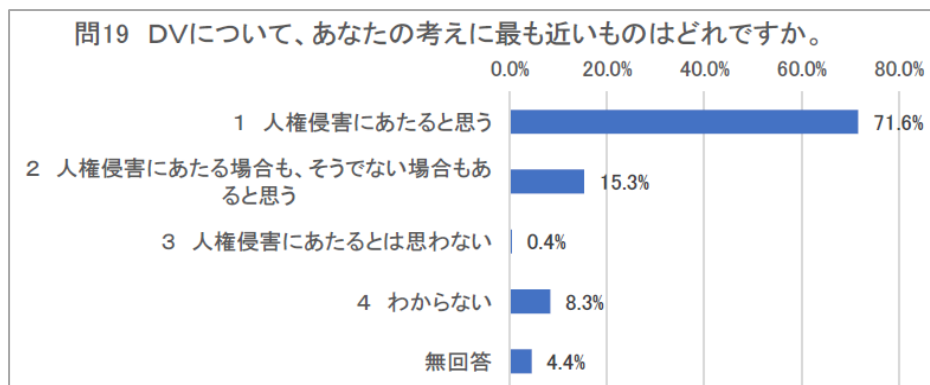
「内容を知っている」は「SDGs」の37.7%が最も多く、次いで「ジェンダー」が31.1%、「男女雇用機会均等法」が25.8%と続きます。

「男女共同参画社会基本法」は13.0%が「内容を知っている」と回答しています。



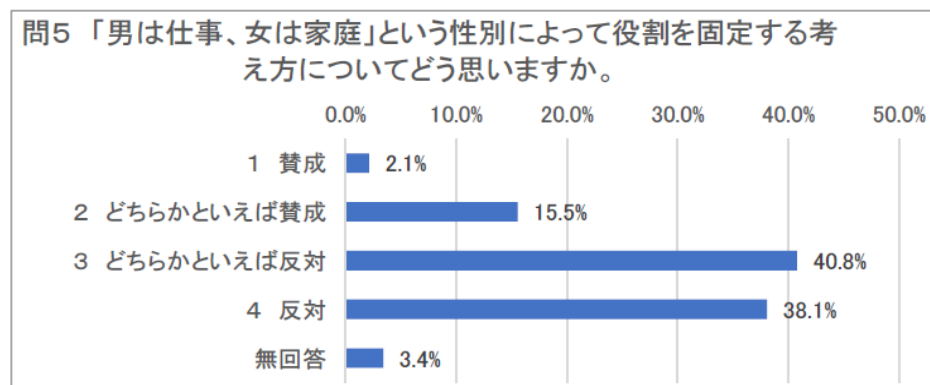
(3) DVについて（調査報告書36頁）

「人権侵害にあたると思う」が71.6%と最も多くなっています。



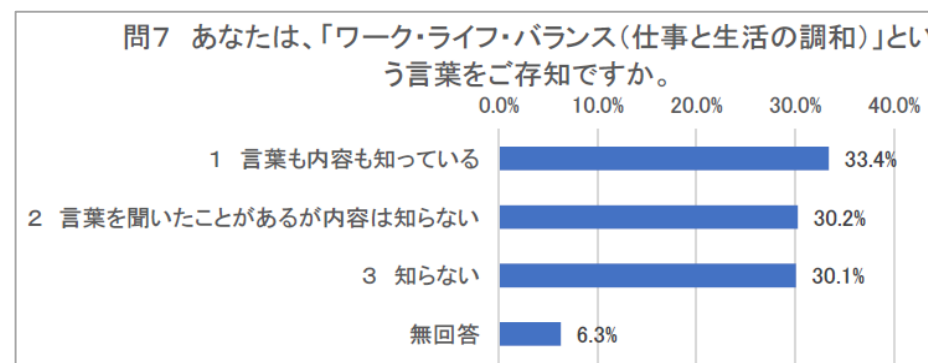
(4) 性別による役割分担意識について（調査報告書26頁）

「どちらかといえば反対」が40.8%で「反対」の38.1%と合わせると78.9%が否定的な回答となっています。



(5) ワーク・ライフ・バランスについて（調査報告書28頁）

「言葉も内容も知っている」、「言葉を聞いたことがあるが内容は知らない」、「知らない」それぞれが3割程度の回答となっています。



3 調査まとめ

(1) 男女平等への意識改革と啓発

「社会全体の男女の平等感」は、前回調査（R2）よりも0.8ポイント減少しており、依然として多くの人が社会全体で男女平等が達成されていないと感じていることが推測されます。

(2) あらゆる暴力の根絶

「DVが人権侵害にあたると思う人の割合」は、前回調査（R2）よりも7.3ポイント増加しており、DVをはじめあらゆる暴力をなくすための啓発を継続して行う必要があります。

(3) 男女が共に働きやすい環境の整備

「ワーク・ライフ・バランスの認識度」は、前回調査（R2）より7.7ポイント増加しており、男女が共に仕事と家庭生活を両立するための啓発を継続して行う必要があります。

男女共同参画に関する区（自治会）の意識調査の結果について（概要版）

1 調査概要

区の男女共同参画に関する意識や現状を把握し、「第5次中野市男女共同参画計画」策定の基礎資料とするとともに、今後の区の男女共同参画の推進に資することを目的とします。

- ①調査対象：市内76区
- ②調査方法：郵送による配布、郵送、FAX又はインターネット回答
- ③調査期間：令和7年8月22日～9月22日
- ④回収状況：64（回答率84.2%）※前回（令和4年）89.5%

2 調査結果（抜粋）

(1) 役員の人数等について（結果報告書2頁）

女性役員の人数（割合）は、区長が2人（3.2%）、副区長が3人（3.1%）、会計が0人（0.0%）となっています。

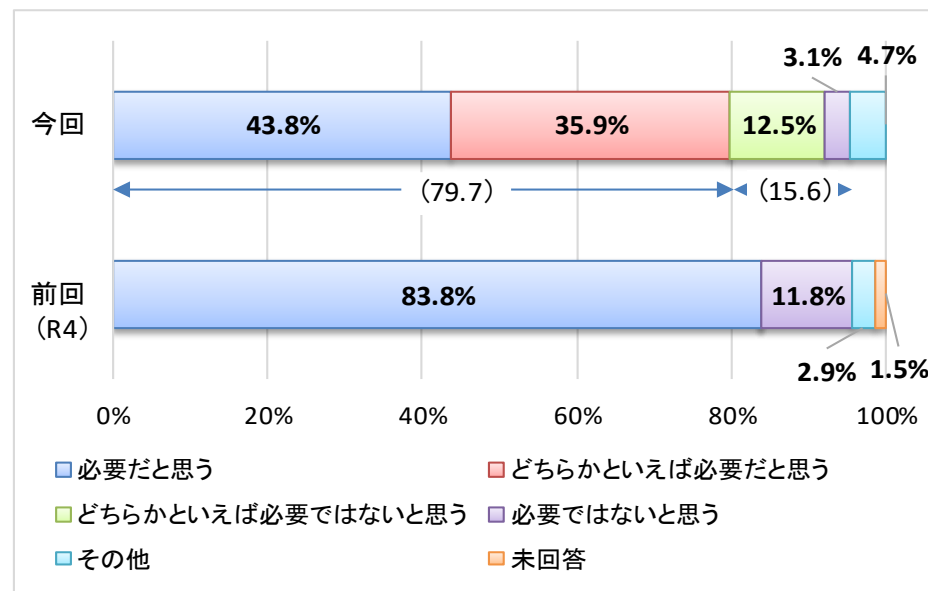
その他の役員では、組長、協議員、民生児童委員、日赤奉仕団員などに女性が役員をしている区がありました。

役職名	全体	うち女性	選出方法			
			選挙	互選	推薦	その他
区長	63人	2人	27区	10区	15区	10区
副区長	97人	3人	23区	12区	19区	7区
会計	33人	0人	10区	9区	9区	5区

※副区長は、会計兼務を含みます。

(2) 女性役員の登用について（結果報告書2頁）

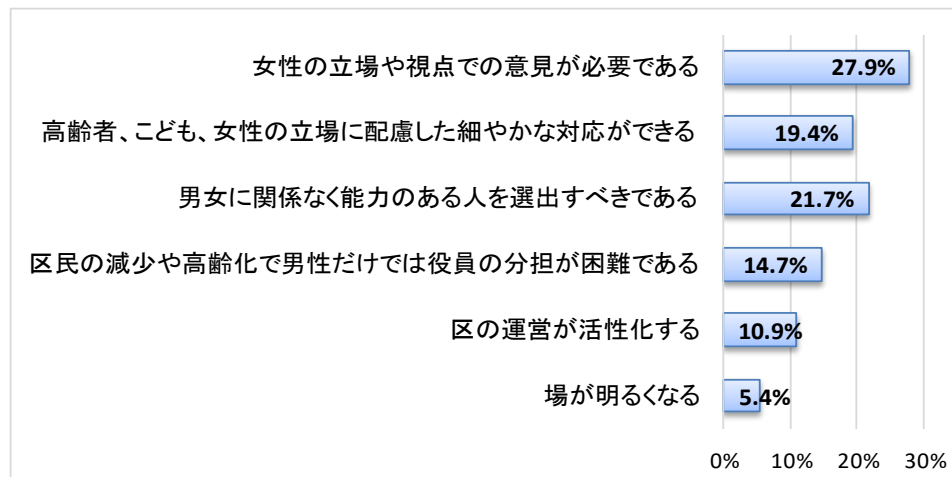
「必要だと思う」「どちらかといえば必要だと思う」を合わせた回答は79.7%となり、前回より4.1ポイント減少しています。



※前回調査は、「必要」「必要ない」の2択のみ

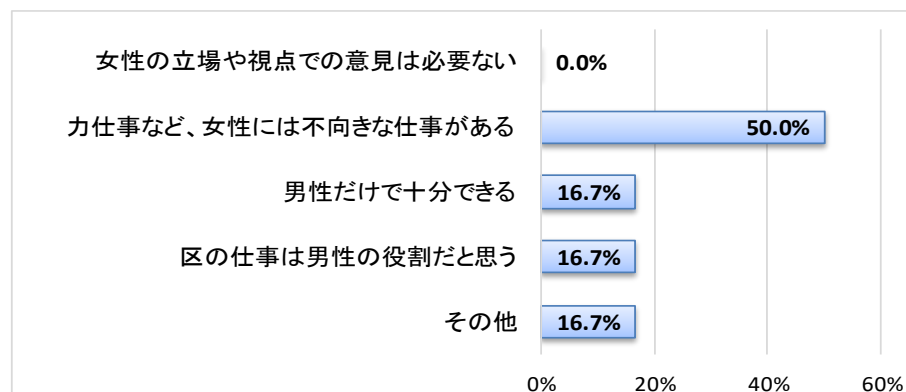
(3) 女性役員が必要と思う理由について（結果報告書3頁）

「女性の立場や視点での意見が必要である」が27.9%で最も多く、「男女に関係なく能力のある人を選出すべきである」が21.7%と続きます。



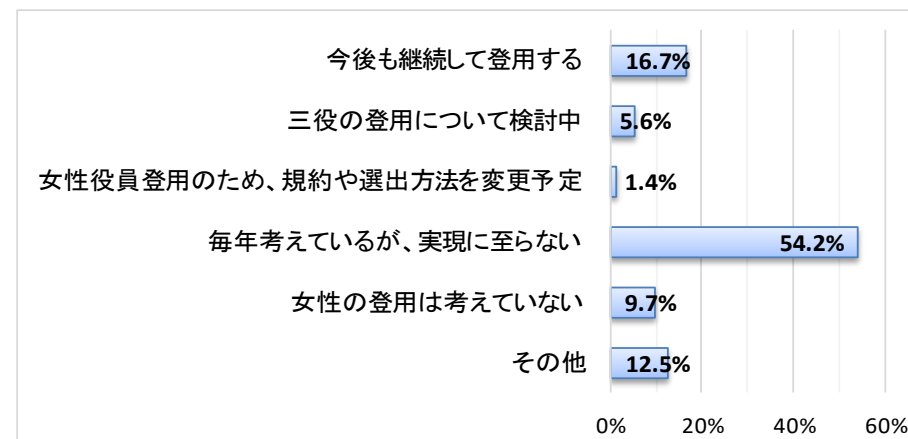
(4) 女性役員が必要と思わない理由について（結果報告書3頁）

「力仕事など、女性には不向きな仕事がある」が50.0%で最も多く、「男性だけで十分できる」「区の仕事は男性の役割だと思う」がそれぞれ16.7%と続きます。



(5) 今後の女性役員の登用について（調査報告書4頁）

「毎年考えているが、実現に至らない」が54.2%で最も多く、「今後も継続して登用する」が16.7%と続きます。



3 調査まとめ

- ・前回調査（令和4年）から区長が1人の増、副区長が1人の増、会計が2人の減となっており、区運営の中心的な役割を担う役職に女性がほとんど増えていません。
- ・女性役員が増えない要因として、「女性が消極的であること」「力仕事など女性に不向きであること」を挙げている割合が高くなっています。
- ・「女性役員の登用を考えているが実現に至らない」と考えている区が多いことから、性別による役割分担意識が依然として残っていることが推察されます。